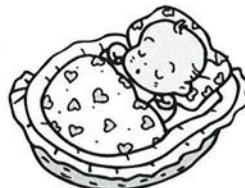


児童手当の対象 が広がります



平成18年4月1日から児童手当の支給対象年齢が、これまでの「小学校3年生」までから、「小学校6年生」までに拡大。あわせて、所得制限が引き上げられました。

新たに児童手当を受けることができる方は、平成18年9月29日（金）までに申請手続きが必要になります。

小学校4年生の児童（平成8年4月2日から平成9年4月1日生まれ）の保護者の方

平成18年3月31日までその児童の手当を受けている方は、手続きを行うことなく4年生以下も継続して受給できます。（現在、手当を受給していない方は新規認定の請求が必要です。）

これまで、所得制限により、新たに児童手当を受給していない保護者の方

所得制限の引き上げにより、受給できる場合があります。
新規認定手続きが必要です。

申請手続きに必要なもの

- ・印鑑（ゴム印・スタンプ印不可）
- ・請求者の健康保険証の原本
- ・請求者名義の振込希望金融機関の普通貯金通帳（郵便局は不可）

児童手当を受給している方は、毎年6月1日現在の状況を記入した「現況届」を提出することになっています。

児童手当現況届 の提出は 6月30日までです

小学校5年生または6年生の児童（平成6年4月2日から平成8年4月1日生まれ）の保護者の方

現在、児童手当を受けていない方は新規認定、すでに小学校3年生修了前の児童について児童手当を受けている方は額改定の請求手続きが必要です。

現在、児童手当を受けている方は新規認定、すでに小学校3年生修了前の児童について児童手当を受けている方は額改定の請求手続きが必要です。

この届は、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかの確認をするためのものです。現況届の提出がないと、6月からの手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

**【申請・お問い合わせ先】 福祉保健課 TEL 0859(54)5207
中山支所福祉課 TEL 0858(58)6112
大山支所福祉課 TEL 0859(53)3136**